

軽費老人ホーム ケアハウスかさま事業計画書

〔1〕目的

家庭環境や住宅事情等の理由により、居宅において生活することが困難な高齢者に入所していただき、日常生活上必要なサービスを提供することにより心身共に健康で安心した生活を送ることができるようにすることを目的とする。

〔2〕運営内容

1. 運営主体

社会福祉法人 尚生会

2. 開設年月日

平成 10年 6月 2日

3. 職員構成

施設長 1 名 生活相談員 1 名 介護職員 2 名 栄養士 1 名 調理員 6名 環境美化員 1名 合計12名

〔3〕利用対象者

原則として60歳以上の方で、(但し、60歳以上の配偶者と共に利用する方についてはこの限りではない。)家庭環境や住宅事情により一人で自炊が困難、又、高齢のため独立して生活するには不安をお持ちの方で、自立した生活が送れる方とする。

〔4〕運営方針

1. 契約事項及び重要事項、事業内容について説明のうえ署名捺印をもって契約とし、契約事項に基づく一元化されたサービスの提供
2. 生活支援施設としての生きがいづくり及び生活の質の向上
3. 介護保険制度下での介護サービス利用者への的確な助言及び援助
4. 感染症の発症予防、及び蔓延予防の為に必要な措置を講じ、安心ある生活を提供
5. 入所者が安全に生活を送る為の情報提供と、職員の事故防止のための教育の実施

〔5〕今年度運営目標

30年度事業活動収入見込み	80,548,000円	年間18,250名
利用者等利用料収入(管理費、生活費、事務費等)	43,595,000円	
その他の事業収入等(補助金収入、雑収入等)	36,953,000円	
・31年度事業活動収入目標	80,728,000円	年間18,250名
利用者等利用料収入(管理費、生活費、事務費等)	43,759,000円	
その他の事業収入等(補助金収入、雑収入等)	36,969,000円	

〈平成31年度重点目標〉

1. 高齢者の尊厳

～全職員が『尊厳を守ること』について理解し、高齢者の人権と人間性を尊重したケアに努める～

2. 入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立った行動で臨み「笑顔」「挨拶」「言葉遣い」を重視した接遇態度や受容姿勢を徹底し、思いやりのあるサービスを提供する。
3. 入所者及び家族に対し、事業内容と契約事項について理解と同意を頂けるよう丁寧な説明を行い、双方納得したうえで署名・捺印を得た契約書に基づいたサービス提供を行う。

(6)事業内容

1. 食事の提供

栄養士による献立に基づき、地元産の旬の食材を生かした季節を感じる楽しみのある食事、入所者の嗜好と食べやすさに配慮した安全な食事を食堂にて提供する。

2. 入浴の準備・提供

男女別浴室にて、毎日の適切な衛生管理と清掃処理等の入浴準備作業を行い、定められた時間に清潔で快適な入浴の提供をする。

3. 生活相談及び助言

毎日の生活の中で生じた、身体面・精神面等あらゆる相談にあたたかく応じ、適切な対応をする。

4. 緊急時の対応

各居室に設置されているコールへの対応と、緊急の疾病等に適時対応する。また、火災等が発生した場合に備えて、消防計画に沿った消防訓練を行い、常に万全の管理体制をとる。

5. 在宅サービス・介護保険サービス等の利用

日常生活に援助や介護の必要性が生じた時には、要介護認定の申請や在宅サービスの申し込み等の連絡調整を行い自立した生活を支援する。

居宅介護支援センターかさまグリーンハウスと連携することで、専門職による介護保険制度等に関する相談を常時受けられる体制とする。

6. 健康管理・健康増進

掛かり付け病院への定期受診、健康診断、予防接種等への支援を行うことで、入所者の健康維持、疾病の予防を図る。

健康増進を図るため、健康相談及び栄養指導を受け ADL、QOL の維持・向上に繋げる。

7. 自主的活動への協力

入所者の自主的な趣味やサークル活動等への助言協力をする。

8. 衛生管理・感染症対策

日々施設内の整理整頓と清潔保持に努め、感染症の発生防止に留意する。また、懇談会を通じて、入所者にも感染予防に努めていただけるよう伝えていくと共に、衛生管理の目的で定期的な居室内点検もさせていただく。

さらに、職員の感染症に対する知識を充実させるために、計画的な勉強会を開催する。

9. 事故予防・防止対策

定期的に検討会等を行う事で危険に対する気付きを得るとともに、想定されるあらゆる事故に対して日頃から職員同士で声を掛け合い注意を促す。また、自らも事故を防いで頂けるよう、入所者に対しても危険に関する情報を懇談会や掲示にて提供する。

10. 待機者の確保

市町村の高齢福祉課、病院のソーシャルワーカーを訪問し待機者の確保に繋げる。また、入所希望の待機者に対しては入所に対する意向を確認すると共に、定期的な電話連絡や広報紙の発送を行うことで、入所までの期間を不安なく待機して頂けるよう努める。

居宅介護支援センターかさまグリーンハウス事業計画

〔1〕目的

要介護者及び要支援者及び事業対象者が居宅において日常生活を営むために必要な 保健・医療・福祉のサービスを適切に利用できるよう「居宅サービス計画書」及び「介護予防サービス・支援計画書」を作成すると共に、その計画に基づいて居宅サービス及び介護予防サービスの提供が確保されるよう 事業所等と連絡調整を行う。

また介護保険施設への紹介やその他福祉サービスについて便宜の提供を行い、要介護者及び要支援者や家族を支援することを目的とする。

〔2〕運営内容

1. 運営主体……………社会福祉法人 尚生会
2. 開設年月日……………平成 11 年 10 月 1日
3. 指定年月日……………平成 11 年 10 月 1日(介護保険事業者番号 0871600011)

4. 職員構成

管理者1名(兼務) 介護支援専門員 6 名

5. 営業日及び営業時間

営業日 年中無休

営業時間 午前 8:30 から午後 5:30 まで

ただし、時間外の相談業務を転送電話又は各担当介護支援専門員の携帯電話にて対応することにより、24時間対応可能とする。

〔3〕利用対象者

要介護認定及び要支援認定を受けた被保険者の方、要介護認定及び要支援認定の申請を希望される被保険者の方、又は事業対象者。

[4]運営方針

1. 被保険者が要介護及び要支援状態、又は事業対象者となった場合において、利用者が可能な限り居宅において、利用者が有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮する。
2. 利用者の心身状態やその置かれている環境に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健・医療・福祉のサービスが、多様な事業所から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮する。
3. 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場にたって、利用者に提供される居宅サービス及び介護予防サービスが、特定の種類又は特定の居宅サービス事業所及び介護予防サービス事業所に不当に偏ることのないよう、公平中立に行う。
4. 事業の運営に当たっては、市町村、各サービス事業所、地域包括支援センター及び介護保険施設、医療機関との連携に努める。
5. 各サービス事業所が要介護者、要支援者及び事業対象者の支援について共通の目標を持ち、個々の役割分担を認識しながら、役割を果たせるよう「居宅サービス計画書」及び「介護予防サービス・支援計画書」を作成、実施する。
6. 全職員の交通事故防止意識の高揚を図り、制限内速度であっても、更に周囲環境に応じた安全運転を心掛ける。車両点検及び整備については、毎月実施し、事故が生じた際には、その原因を解明し再発防止に努める。車両点検及び整備については、毎月実施し、事故が生じた際には、その原因を解明し再発防止に努める。
7. 契約に基づくサービス提供にあたり、利用者や家族に契約内容を理解してもらうよう重要事項の説明を経て、契約事項や事業内容の特徴などを説明し、内容の理解と同意を得られた際には契約担当職員(説明者)と利用者または家族の署名・捺印をもって契約とし、双方で確認できるよう二部作成し一部ずつ保管する。
8. 「認知症相談窓口」を設置し、本人又は介護をしている家族等に対し、認知症に関する正確な情報提供や地域のネットワークにつないでいくことで、認知症に対する不安の軽減を図る。
9. 障害者や障害児を含めた利用計画作成のサービス支援ができるよう外部研修や勉強会に参加し、知識や援助技術の向上を図り、サービス提供が実施できるよう努める。
また、介護支援専門員と障害福祉制度の相談支援専門員との密接な連携を促進するため、特定相談支援事業者との連携に務める。

[5]今年度運営目標

居宅介護支援センター

・平成30年度見込数	利用者延べ人員 2,554名(居宅介護支援 2,450名、予防介護支援 104名)
報酬金額	39,276,816円(特定事業所加算(Ⅱ)含む)
・平成31年度目標数	利用者延べ人員 2,620名(居宅介護支援 2,520名、予防介護支援 100名)
報酬金額	40,233,329円(特定事業所加算(Ⅱ)含む)

<31年度重点目標>

1. 高齢者の尊厳

～全職員が『尊厳を守ること』について理解し、高齢者の人権と人間性を尊重したケアに務める～

<今年度目標>

1. 居宅介護支援サービスの質の向上と、効果的・効率的介護保険サービスの実施、介護保険サービスの理解と利用者満足度の向上につなげる。

[6]事業内容

1. 要介護認定及び要支援認定、区分変更申請等の介護保険に関する 申請を代行する。
2. 居宅で生活をしている要介護者及び要支援者及び事業対象者が、日常生活を営むために必要な保健・医療・福祉のサービスを適切に利用できるよう、要介護者、要支援者及び事業対象者からの依頼を受けて、「居宅サービス計画書」及び「介護予防サービス・支援計画書」を作成する。
3. 「居宅サービス計画書」及び「介護予防サービス・支援計画書」に基づき、居宅サービス及び介護予防サービスの提供が確保されるよう、サービス事業所やその他の者との連絡調整等について、便宜の提供を行う。

4. 要介護者等が介護保険施設への入所を要する場合には、介護保険施設の紹介やその他便宜の提供を行う。
5. 365日24時間対応でいつでも相談できる体制とする。
6. 「認知症相談窓口」では、相談者それぞれの悩みを受け止め、必要な情報の提供や専門機関への紹介等を行う。

訪問介護事業所

介護センターかさま事業計画書

[1]目的

1. 要介護状態にある高齢者及び障害者の日常生活の援助をし、利用者が健全で自立した日常生活を営むことが出来るよう、きめ細やかなサービスを効率的に提供し、適正な訪問介護を行うことを目的とする。
2. 要支援状態にある高齢者の心身機能の維持及び改善を目的に支援し、日常生活の中で生きがいを持って自分らしい生活を創っていただけるよう、きめ細やかなサービスを提供し、適正な介護予防・日常生活支援総合サービスを行うことを目的とする。

[2]運営内容

1. 運営主体……社会福祉法人 尚生会
2. 開設年月日……平成11年4月1日
3. 指定年月日
 - ①介護保険指定……平成11年1月18日(介護保険事業者番号0871600037)
 - ②介護予防サービス支援事業所・基準型訪問介護…平成18年4月1日(介護保険事業者番号0871600037)
 - ③ふれあいサポート事業……平成29年4月1日(介護保険事業者番号0871600037)
 - ④障害福祉サービス事業指定……平成18年10月1日(介護保険事業者番号0811600022)
4. 職員構成
管理者 1名(兼務・ケアハウスかさま施設長) サービス提供責任者 3名(兼務) 介護職員 14名(内登録訪問介護員 7名) 事務員 1名 計 20名
5. 営業日及び営業時間
営業日……日曜日から土曜日まで
営業時間……午前8:00から午後6:00(事務所)

[3]利用対象者

1. 65歳以上の要支援、要介護状態(2号保険者の方で特定疾病により障害が生じた方も含む) で、居宅においてその有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介助その他の生活全般にわたる援助又は、要介護状態を予防するための各種サービスを希望する方。

2. 障害者自立支援法に基づき居宅介護の給付決定を受けた障害者で、居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、身体介護、家事援助の各種サービスを希望する方。
3. 通院・外出等、自動車による移送を希望する要介護・要支援・障害者の認定を受けた方。
4. 介護保険対象外の訪問介護サービス(自費訪問介護サービス)を希望する方。

[4]運営方針

1. 介護保険サービス、介護予防・日常生活支援総合サービス(基準型訪問介護)
 - ・利用者の潜在能力を引き出し、現有能力を活用して、自立できるよう支援していく。
 - ・利用者が地域から孤立することなく常に社会との接点を保ち、自己実現ができるよう援助する。
 - ・寝たきり、褥瘡、認知レベルの低下などの二次的障害が起きないよう、介護予防の視点にたった援助に心掛ける。
 - ・利用者が可能な限り自力で家事等の生活行為が行えるよう配慮するとともに、家族や地域住民による支え合いや、他の福祉サービス等の利用の可能性についても介護支援専門員等との連携の中で推進していく。
2. 障害者サービス
 - ・「障害者総合支援法」の目的と基本理念のもと、障害のある利用者が居宅において自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう援助する。
 - ・当該利用者の身体状況やその置かれている環境に応じて、身体介護及び生活援助、或いは当該利用者が行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護や、外出時における介護並びに生活等に関する相談及び助言等、全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものとする。
3. 介護予防・日常生活支援総合サービス(ふれあいサポート事業)
 - ・要支援 1・2、事業対象者対し、日常的に必要な家事等について、その利用者が可能な限りその利用者の居宅において、その状態を踏まえながら生活援助の支援を行う、生活機能の維持又は向上をめざす。(
4. 介護保険対象外サービス
 - ・介護保険対象外の「自費訪問介護サービス」についても、要介護者及び要支援者等それぞれの生活状況や家族の都合等に応じた要望に対し、きめ細やかにサービスを提供していく。
 - ・「移送サービス」は資格のある職員が安全運転を第一に心がけ、通院や買物、その他の外出等に対し、安心ある送迎の実現に心掛ける。

[5]今年度運営目標(訪問介護)

①30年度実績見込み	41,169,630円
訪問介護サービス	
◎介護保険収入	39,969,630円
◎介護保険外収入	
移送サービス	800,000円
自費訪問介護サービス	400,000円

②31 年度目標	41,402,000 円
◎介護保険収入	
延べ利用者数:要介護者	8855 件
介護予防・日常生活支援利用者	2985 件
障害	100 件
介護保険報酬金額	40,348,000 円

◎介護保険外収入	
移送サービス	654,000 円(新規 15 名×2,000 円、月々52,000 円)
自費訪問介護サービス	400,000 円(300 件)

<31 年度重点目標>

～全職員が『尊厳を守ること』について理解し、高齢者の人権と人間性を尊重したケアに努める～

利用者本人の意思の尊重を優先し、QOLの向上にむけ・自立支援に繋がるサービス提供に努める

[6]事業内容

上記の、[4]運営方針に基づくとともに、関係法令等をふまえて介護サービスの提供を行うものとする。また、介護サービス計画に基づき、特に以下の点に留意して介護サービスを提供する。

(1)提供するサービスの種類

1)介護保険サービス・介護予防・日常生活支援総合サービス(基準型訪問介護)、障害者支援サービス

①生活援助サービス(障害者は家事援助サービス)

* 介護予防対象者においては、予防給付の趣旨をふまえ、安全確認や手助けにとどめ、原則として全面的な家事援助は行わない。

1 調理 2 衣類の洗濯、補修、整理整頓 3 住居等の掃除、整理整頓 4 寝具の清潔保持 5 生活必需品の買い物 6 薬取り 7 関係機関との連絡

8 その他日常生活に関する家事

②身体介護サービス

1 食事介助 2 排泄介助 3 入浴・清拭の介助 4 体位交換、移乗・移動介助 5 衣類着脱の介助 6 外出介助(介護保険上のサービスに限る) 7、身体整容口腔ケア

8 自立支援のための見守りの援助 9 その他必要な身体に関する介護

③介護予防・日常生活支援総合サービス(ふれあいサポート事業)

調理・清掃やその一部介助、ゴミの分別やゴミ出し、買い物代行など 身体介護を含まない生活支援(専門職以外でも可能)

2) 移送サービス

会員制による車での移送サービスです。(要支援・要介護・障害者の方が病院・買い物等へお出かけの際、ご利用になれます。)

3) 自費訪問介護サービス(横だしサービス)

介護保険対象外サービスへのニーズに対して生活援助から身体介護まで幅広く対応することで、より自分らしい生活の実現を図る。

(2) 関係機関との綿密な連携

居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、病院、市町村の社会福祉課と情報を共有し合い、総合的なサービス提供に努める。

(3) 職員の知識と技術向上

- ・統一したサービスを提供するため、利用者の状態を把握し、職員間で常に情報を共有し合う。(月1回のケース検討会を実施する。)
- ・事故発生時に適格かつ迅速な対応が取れるよう対応マニュアルを整備し、定期的に職員間で確認し合う。
- ・定期的な職場内の研修の実施や外部研修等への参加を推進して、その研修内容の情報と記録資料の回覧を行う。

(4) 「障害者総合支援法」の、法の目的と基本理念を理解する。また、障害者や難病の方の心を理解するとともに、実践的な支援技術を身に付ける為の勉強会を行っていく。

地域密着型通所介護・総合事業 通所介護センターかさま事業計画書

〔1〕目的

1. 地域密着型通所介護

要介護状態にある高齢者及び障害者が、可能な限り居宅において、その有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう、必要な介護及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持向上並びに利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図ることとする。

2. 総合事業

要支援状態にある高齢者及び障害者が、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが継続できるよう、必要な支援及び機能訓練を行うことにより、生活機能の維持及び要介護状態への進行を予防する。

〔2〕運営内容

1. 運営主体・・・社会福祉法人 尚生会

2. 開設年月日・・・平成 30 年 5 月 1 日

3. 指定年月日

①通所介護・・・平成 30 年 5 月 1 日(介護保険事業者番号 0891600181)

②通所介護相当サービス・・・平成 30 年 5 月 1 日(介護保険事業者番号 0891600181)

4. 職員構成

管理者 1 名(兼務) 生活相談員 2 名(兼務) 介護職員 7 名(兼務2名) 看護職員 2 名 機能訓練指導員 3 名(看護職兼務 2 名) 調理員 1 名 計 11 名

5. 営業日及び営業時間

営業日 月曜から土曜日

ただし、12月31日から1月3日までを除く

営業時間 午前8:30から午後5:30まで

ただし、家族送迎の場合は、通常の営業時間の限りではない。

6. 協力病院

石本病院(笠間市)

みどりおか歯科クリニック(水戸市)

[3]利用対象者

1. 通所介護・通所介護相当サービス(定員 18名)

介護認定をうけた65歳以上の保険者の方で、寝たきりや認知症のため入浴、排泄、食事など日常の生活動作について常に介護が必要な方、または介護認定を受けた40歳以上65歳未満の被保険者で脳血管障害、若年性認知症など疾病による身体機能の著しい衰えにより介護が必要となった方。

また、介護予防サービスを目的とした、予防給付の対象となる要支援1または要支援2、事業対象者と認定された被保険者の方。

[4]運営方針

1. 常に利用者の心身の状況を的確に把握し、相談援助等の生活相談、機能訓練、その他必要なサービスを利用者に提供する。
2. 利用者の要介護状態の軽減、認知症予防、進行予防には、専門性を十分に活かしその特性に応じたサービスの提供をする。
3. 重度の利用者に対しても、可能な限り自宅において日常生活を営むことが出来るようサービスの提供をし、社会的孤立感の解消と心身機能の維持、家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。
4. 利用者の心身機能の維持向上等、介護予防を目的とした有効かつ必要な機能訓練や運動器の機能及び口腔機能の向上のためのサービスを提供する。

5. 安全対策会議を通じてリスクマネジメントを強化するとともに、関係事業所との連携を重点的に行い、安全で質の高いサービスを提供する。
6. 通所介護センターは、提供するサービスの質の評価を通所会議にて実施し、常に改善を図る努力をする。
7. 通所介護センターの利用者を確保するために、地域包括支援センター及び居宅介護支援事業所等と連絡を密にとる。また、中、長期的利用中止者の方があった場合には利用者に期間限定で利用をして頂く等の努力を行う。
8. 事故を未然に防ぐため、安全対策会議にて検討し、事故防止に努める。また発生した事故に対し、報告書を作成し検討して再発防止に努める。
9. 感染予防のため職員及び利用者へのうがい・手指消毒を徹底する。感染症の流行の兆しが見られる場合には利用者及び家族へ注意を促し、蔓延防止のため感染者は利用止とする。
10. 契約の際に利用者又は身元引受人(家族等)に対し、重要事項説明書(事業所の概要、職員の配置状況、サービスの種類と利用料金、苦情の受付等)や事故発生時の対について懇切丁寧に説明を行い、通所サービスの開始について同意を得るものとする。

[5]今年度運営目標

30年度実績数見込 利用者延べ人員 4,294名 (1日13.9人 平均介護度2.2)

・報酬金額 45,343,351円(食費、その他の料金込み)

31年度運営目標数(介護職員処遇改善加算5.9%込み)

・31年度目標数 利用者延べ人員 5,562名 (1日16.2人 平均介護度2.2)

・報酬金額 53,682,373円(食費、その他の料金込み)

<31年度重点目標>

1. 高齢者の尊厳～全職員が『尊厳を守ること』について理解し、高齢者の人権と人間性を尊重したケアに努める～

<今年度事業所目標>

高齢者の尊厳について学び、ケアの質の向上を図る

[6]事業内容

上記の、「[4]運営方針」に基づくとともに、関係法令等をふまえて介護サービスの提供を行うものとする。また、介護サービス計画に基づき、特に以下の点に留意して介護サービスを提供する。

(1)生活相談

利用者及びその家族からの相談に対しては、個人情報保護法に基づき、その保護に努め適切な助言を行う。また自立した生活が営めるよう個別援助に努め、環境整備する働きかけを行う。

(2)機能訓練員

専門の指導員による個別機能訓練計画書の作成、及び訓練・指導のサービス提供を行い、障害の軽減と残存機能の向上による生活の質の改善に努める。

(3)介護サービス

利用者の心身の状況に応じ自立支援を目的とした介護サービス(排泄、移動、見守り)を行う。排泄に関してはプライバシーを確保し、移動に関しては残存能力の活用に留意する。

(4)入浴サービス

身体の状態に応じた浴槽で、自立支援を目的とした入浴介助または清拭を行う。常に利用者を観察し、安全・快適・プライバシーに留意する。必要に応じ、薬の塗付、患部の処置などを行う。

(5)認知症ケア

①人格の尊重

生きがいのある快適で豊かな日常生活が送れるように援助する

②環境の整備

フォーマルケアとインフォーマルケアの連携・協力を図り安心して生活が送れるよう環境作りを支援する。

(6) 食事サービス

利用者の身体状況や要望に応じた食事形態(常食、粥、きざみ、ミキサー食等)での提供をするとともに利用者の嗜好も考慮し毎回食べる楽しみも提供する。

(7) 送迎サービス

利用者の身体状況に応じた各種車両で送迎する。また、常に送迎車両は清潔にし、リフト等の車両の操作について十分注意し安全について心掛ける。

(8) 健康状態の確認

看護職員により体温・血圧・脈拍等を測定し健康管理を行う。体調が思わしくないときや緊急時には、家族や医師に連絡をとる。

(9) 介護・認知症相談

利用者及びその家族の日常生活における介護・認知症等に関する相談を受け付けた場合、状況に応じて適切な助言を行い介護負担軽減ができるよう努める。

認知症高齢者グループホームかさま事業計画書

〔1〕目的

1. 認知症対応型共同生活介護(介護予防)

認知症高齢者を対象に、小規模な生活の場において食事の支度、清掃、洗濯等を含めた家庭的な生活を共同で行なうと共に、地域住民との交流をしつつ、各入所者がその自主性を保ち、意欲的に日々の生活を送ることができるように支援する。また入所者の精神的な安定、行動、心理症状(BPSD)の減少及び認知症の進行緩和が図られるように介護サービスを提供し、必要な援助を行うことを目的とする。

〔2〕運営内容

1. 運営主体………社会福祉法人 尚生会

2. 開設年月日………平成29年 4月 1日

3. 介護保険指定年月日

①指定認知症対応型共同生活介護………平成29年 4月 1日(介護保険事業所番号 0891600157)

③指定介護予防認知症対応型共同生活介護……平成29年 4月 1日(介護保険事業者番号 0891600157)

4. 職員構成

管理者1名(兼務) 計画作成担当者1名(兼務) 介護職員9名 看護師1名(兼務) 計11名

5. 協力病院

石本病院(笠間市)

みどりおか歯科クリニック(水戸市)

〔3〕利用対象者

原則として笠間市の住人に限定され、要介護認定を受けた65歳以上の要支援2以上の要介護者で医師より認知症と診断され、共同生活を営むことに支障がない方。又は40歳以上65歳未満で要介護認定を受けた要支援2以上の要介護者で医師より若年性認知症と診断された方とする。

認知症対応型共同生活介護の利用定員は、9名とする。

[4]運営方針

1. 認知症の進行を緩和し、安心して日常生活が送れるよう心身の状態を的確に把握し、さらに残された生活機能を見極め、入所者がそれぞれの役割を持って家庭的な日常生活が送れるようサービス提供に努める。
2. 地域及び家族との連携を大切に、地域の行事やかかわりを日常生活に取り入れるとともに、入所後も家族とのつながりが保たれるような行事や働きかけを積極的に行う。
3. サービス提供時に生命又は身体を保護するうえで、特別緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他入所者の行動を制限する行為を行わない。
4. 身体面や認知症状の重度化に伴い、1人での動作(排泄、入浴、食事等)が困難な場合においても、事業所の協力病院、入所者のかかりつけ医の指示のもと、重度化の支援に取り組む。ただし入所者にとって、苦痛のない安楽なサービスの提供が困難となった場合には、入所者、その家族と相談の上、より適切なサービスを提供できる事業所等への入所の支援を行う。
5. 定期的に感染症対策についての会議を開催し、感染症マニュアルに基づいて、入所者及び職員の感染予防、蔓延防止に努める。特にインフルエンザ、ノロウイルスの感染症が流行する、11月から3月にかけて、モーリス対応噴霧器の設置、次亜塩素酸による消毒や、面会者のマスク着用の協力依頼により、感染症予防に努める。
6. 事故報告書やヒヤリハット報告書のデータをもとに、職員会議の中で対策を検討し介護事故、車両事故防止に努める。
7. 居宅介護支援事業者、医療機関や地域包括支援センターを始めとした各関係機関やサービス事業所等と連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。
8. 契約の際に入所申込者又は身元引受人(家族等)に対し、重要事項説明書(事業所の概要、職員の配置状況、サービスの種類と利用料金、苦情の受付等)や事故発生時の対応についてマニュアルを基に懇切丁寧に説明を行い、施設サービスの開始について同意を得るものとする。また、双方で確認した同意書類については、2部作成し、身元引受人(家族等)、事業所とで保有するものとする。

[5]今年度運営目標

① 地域密着型認知症対応型共同生活介護

・平成30年度見込数	入所者延べ人員	3,154名(96%)
報酬金額		4,119,000円(食事・居住費込み)
・平成31年度目標数	入所者延べ人員	3,221名(98%)
報酬金額		41,600,000円(食事・居住費込み)

<31年度重点目標>

1. 高齢者の尊厳
～全職員が『尊厳を守ること』について理解し、高齢者の人権と人間性を尊重したケアに努める～

<グループホーム目標>

2. 入所者の認知症の状態、行動(BPSD)への対応についての理解を深め、また医療知識の向上を図り、介護サービスの質の向上に取り組む

[6]事業内容

(1)生活相談

人権、プライバシーについては、個人情報保護法に基づき保護し、随時相談に応じる。また自立した生活が営めるように個別援助に努め、環境の整備にも配慮する。

(2)食事

入所者の嚥下状態に応じた食事を用意し、必要な介助を行い、食事を楽しめるよう環境を整える。また調理、食事の片づけ等を共に行う。

(3)介護サービス(入浴、排泄など)

入所者の心身の状態に応じて、週2回以上入浴又は清拭を行う。また、排泄、着替え、整容等に関し、必要かつ適切な介護を行う。

(4)機能訓練

日常生活に必要な運動(歩行、手足の運動、体操等)を行うことで、筋力低下の防止に努め、体力の維持向上を目的としたリハビリ体操を行う。

(5)健康管理

1日を通して常に健康状態に気を配り、心身の変化に応じて、家族や医師と連携をとり健康管理を行う。また看護師による体調管理と24時間のオンコール体制で安全管理を行う。

(6)認知症ケア

- ① 入所者の認知症状を把握し、個々にあった対応に努め、認知症の専門事業所として質の高いサービスを提供する。
- ② 協力医、主治医、看護師との連携による事故防止、疾病の早期発見に努める。
- ③ リハビリ体操を毎日実施することで、筋力低下の予防に努め、また回想法や園芸療法を行うことで、認知症状を緩和し、穏やかな生活の確保に努める。

(7)地域交流

商店街や公園への外出、地域の催し物への参加を行い、地域の方々と交流することで日常生活のリフレッシュを図る。

(8)看取りケア

主治医、法人の見取り委員会を中心に、多職種によるカンファレンスを開催し、ケアの内容や留意点、各職種の役割を明確にした上で、入所者・家族の意志に沿ったケアを行う。また家族がグリーフケアに至るまで係われるよう支援する